

★マイナ保険証利用登録について

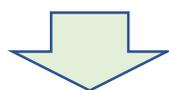
事前準備

まずは、マイナンバーカードを申請してください。次に、役場から交付通知が届きますので、カードのお受け取りをお願いします。

事前準備ができたらいざ利用登録！！

◇あっという間でとっても簡単

利用登録



マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前の登録が必要です。これを利用登録といいます。一度利用登録をしていた場合、転職、住所変更及び、ご結婚などによるお手続きは不要になります。

※国民健康保険への加入・脱退のお手続きは、これまでどおり町役場への届出が必要となります。

加入されているのがどの健康保険でもマイナ保険証の利用登録方法や、利用方法は同じです。

(裏面あり)

マイナ保険証利用登録方法

登録に必要なものは2つだけ！！

○マイナンバーカード

○カード交付時に設定していただいた数字
4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）

暗証番号は3回間違えるとロックが掛かります。初期化・再設定が必要となるので、ご注意ください。

この2つを準備して次の4つから好きな方法を選んで利用登録をしてください。

- ①里庄町役場町民課の窓口で行う。
- ②医療機関等の窓口に設置される顔認証付きカードリーダーで行う。
- ③お持ちのスマートフォンやパソコン（ICカードリーダーが必要です。）でマイナポータルから行う。
- ④セブン銀行ATMから行う。

※顔認証マイナンバーカードでは、暗証番号が使えないため、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーにより、利用登録を行ってください。

次回第4号 マイナ保険証の利用方法について（12月配布予定）



ひとくらし、みんなのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（里庄町 町民課 0865-64-3112）